

本日の会議に付した案件

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出 第一七号）

○井原委員長 これより会議を開きます。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、日本国有鉄道当局から発言を求められておりますので、これを許します。磯崎総裁。

○磯崎説明員 昨日当委員会の理事会における各党一致の御意見といたしまして、協定の提出について強い御指示があり、重ねて折衝いたしました結果、ようやく先方の同意を得ることができました。国鉄といたしましても、引き続き努力をしてまいったものではございますが、今回同意が得られましたのは、各党一致の強い国会の御意向であるということによるものと考えております。

以上の経過でございますが、この件につきましてお騒がせいたしましたことを遺憾に存じます。

○井原委員長 次に、内田常務理事。

○内田説明員 六月一日三浦委員の東京駅新幹線ホームについての御質問に対する私の答弁中、訂正する必要のないものを訂正いたしましたので取り消させていただきます。

三浦委員「何を取り消したのかはつきりしない」とわかりませんよ」と呼ぶ

○井原委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。三浦久君。

○三浦委員 ようやく本日米軍と国鉄との貨物輸送協定をちょうだいしたわけですが、この提出にあたって国鉄当局が虚偽の主張や答弁を繰り返して、この提出をいままです拒否したということに対して、私は強い抗議の意思を表明したいと思えます。これからはこういうことのないように誠実に資料要求には応じていただきたい。このことを強く要求をいたしたいと思えます。

く要求をいたしたいと思えます。

わずかな時間ですが、この協定を見てみますと、私契約だ私契約だというふうに言われていますけれども、どうしてこれが私契約だろうか。私契約というものの中身にこんな条項が入ってくるのだろうかという疑問を持たざるを得ないのであります。それは第十一条「紛争の処理」の問題であります。ここではこう書いてあります。この協定の運用及び解釈にあつては、疑義が生じ、又は意見の一致をみないとき、そのつど甲及び乙が協議して決定するものとする。甲は米軍であり、乙は国鉄であります。第二項には「前項の規程にかかわらず、意見の一致をみないときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十八条第十項の規定に従つて、これを処理するものとする。」とあるのであります。この合衆国軍隊の地位に関する協定第十八条第十項の規定というのは、紛争があつた場合には日米合同委員会にかけ、この内容なんですよ。私契約が日米合同委員会の合議事項になる、こんなことが一般の私契約で行なわれているのでしょいか。この点について運輸省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○秋宮政府委員 いわゆる紛争解決に關しましてこういふ手続規定を援用するということは両当事者間の自由である、こういうふうに解釈いたしております。

○三浦委員 両当事者間の自由だと言われるけれども、安保条約並びに地位協定に基づくそういう合同委員会に、国鉄と米軍の輸送協定に關する紛争がかかるんです。皆さんたちはいままです安保条約や地位協定の第七条、これには関係のない契約なんだ、それと関係ないんだ、関係がない私契約なんだ、こういうことを盛んに言っておられるけれども、これを拝見したらちゃんと地位協定が適用になっているんですね。これで私契約といえるのかどうか。私は御質問したいんですが、こういう協定というのはアメリカから押しつけられ

て締結したものでないのですか。いままです磯崎総裁は、この協定、いわゆる特定貨率を使つたりその他の手続の規定がありますが、そういうものはアメリカ軍は日本と習慣が違ふとかいろいろなことがある、したがつて、運送の都合、運送の便宜上、いわゆる国鉄の便宜上事務を処理するの都合がいいように、国鉄に利益になるんでこういう協定を結んでいるんだ、こういうことを言っておられますけれども、ほんとにそうなんですか。私は米軍から押しつけられたものだといふ疑いを非常に強く持ちますが、その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○秋宮政府委員 これはあくまでも両当事者が合意いたしました場合には、私はあえて配慮する必要はないと考えております。

○三浦委員 それは問ひに對する答へになっていませんね。私は、国鉄側の利益のためにこういう協定を締結したのじゃなくて、アメリカ側の強い要求、アメリカ側の利益を保護するという立場から、日本の国鉄が押しつけられたものじゃないのかというところをお聞きしているんですよ。結んだことがいいか悪いかというところを言っているんじゃないです。わかりますか。

○秋宮政府委員 これは両当事者間で結んだものでございまして、私といたしましては国鉄が押しつけられた、かように考へておりません。

○三浦委員 そうですが、この協定というのはずっと以前、昭和二十七年当時から締結されていたものですね。そうして必要のあるつど改定に改定を重ねて今日まで来たといふいきさつがあるでしよう。

お尋ねいたしますが、昭和四十四年の六月の末日まで有効であつたこの協定、その内容はどうか、どうなつてゐますか。たとえば第十四条には「給付」という規定がありますね。これは国鉄の職員が米軍との輸送上の問題についてアメリカ軍の職員に對してわいろを贈つたといふような場合、国鉄の利益をはかる目的でわいろを贈つたといふような場合、こういうような場合にはアメリカ合衆国の

陸軍長官が国鉄に對して書面通告をする、そしてまた聴問を行なう、そしてその事実があるかないかを決定するといふ権限を持っていたんですよ。そしてその「調査対象となつた事実の存在は、管轄の裁判所で争ひ、これを再審査することができ。」という規定があつたのですが、これはそのとおりですか。お尋ねしたいと思ひます。

○秋宮政府委員 その点は先生御指摘のとおりでございます。

○三浦委員 第十五条には「検簿」といふ規定がありまして、こう書いてあります。「この協定による最終支払後三年間は、アメリカ合衆国会計検査院長官は「この協定に關係のある取引行為を含む乙の直接關係のある書類・帳簿・帳表及び記録に接し、これを検査する権利のあることにつき乙は同意する。」となつてゐますね。こういう規定があつたことは間違ひありませんか。

○秋宮政府委員 そのとおりでございます。

○三浦委員 全く驚いた話じゃありませんか。第十四条の給付、この項では陸軍長官が裁判権を持つてゐるといふことですよ。このことは日本の司法制度を破壊するものですよ。憲法第七十六条違反ですよ。こういうことをあなたたちみずから利益のためだと思つて、日本の国の利益だと思つて結んだのですか。こんな屈辱的な話はないと思ひます。それからまた第十五条の検簿の問題はどうですか。アメリカがこの輸送に關係をする問題について、書類や帳簿や帳表や記録を一切見ることができるとすよ。皆さん方はわれわれがどういふ業者に仕事を請け負わせているのかといふことを聞いたつて、国会議員が聞いたつて言わないでしやう。それにもかかわらずあなたたちは、いままです協定の中では一切の書類、帳簿、帳表、記録、こういうものをアメリカ軍に見せたいですよといふ約束をしておつたんですね。全く驚くべきことですよ。こういう協定の内容といふものがアメリカ軍に押しつけられたものじゃないと言ひ切れるのですか。言つてください。

○秋富政府委員 ただいまのような必ずしも適当でない、不適当な事項がございましたので、これは昭和四十四年に改正したわけでございます。

○三浦委員 四十四年の七月に改定をしたなどというのをおきに失することであって、いばつて言うことじゃないですよ。私も聞きましたのは、それ以前の問題として、この契約がずっと一貫した流れでできているわけでしょう。ですからアメリカ軍に押しつけられたものではないのかということを言っているんですよ。では皆さん方がみずからの利益と比べてどういふ協定を結んだとおもおっしゃるのですか。先ほど鉄監局長はそういふふうに御説明になりましたけれども、どうなんですか。日本人の良心にかけて答弁してください。

○秋富政府委員 必ずしも適当でない事項がございましたので、国鉄といたしましては鋭意折衝いたしまして、これを昭和四十四年に改正したわけでありました。

○三浦委員 それではもう一点この問題についてお尋ねしますが、あなたたちは四十四年六月の末日まで有効であったこの協定の第十四条、第十五条、そのほかにもたくさんありますが、一番典型的な例として申し上げますが、十四条と十五条、これは国内法には違反をしないというふうにお考えだったのでしょか。

○磯崎説明員 国内法には違反をしないと思っております。

○三浦委員 それもたいへん国鉄流の詭弁だと思えます。多くを語る時間がありませんけれども、大体第十四条の給付の項を見たら、そういう審判を受けるのは日本人ですよ。そして、それについて日本の裁判でもって救済を受ける権利が与えられていないですよ。憲法には何と書いてありますか。何人といえども、日本の裁判所において裁判を受ける権利を有すると書いてある。法律違反どころか憲法違反なんですよ。こういう屈辱的なことを皆さんたちが結んでいるからこそ、われわれが協定を提出せよ、協定の内容を国民の前に

明らかにしろと言ってきたにもかかわらず、皆さんたちはひたすらこれを隠していたのです。私は、アメリカの利益のためにそういう態度をとり続けた国鉄当局に対して強く抗議をしたと思います。

お尋ねしたいのですが、いまだにアメリカ軍に対しては、その他貨物の点については特定貨率を採用していますね。その特定貨率を適用することは日本の国内法に違反しないのかどうか。しなすれば、その理由をお伺いしたいと思えます。

○秋富政府委員 これは前回のこの委員会におきましてお答え申し上げましたとおり、駐留軍の雑貨につきましては英文で表示がいたしてあります。またその品目もいろいろと雑多でございます。国鉄の現場の職員がこれを取り扱いますときに非常に混乱を生ずるおそれがございます。現場におきまして事務の簡素化ということにおきまして、これは実地調査をいたしまして、現在貨物は四等級ございますが、その中で一級に関するものが……

〔発言する者あり〕
〔三浦委員〕委員長、やじを静止してください。やじが続く限り審議に応じられません。答弁が耳に入らない」と呼ぶ

○井原委員 御静粛に願います。

〔発言する者あり〕
〔三浦委員〕委員長、もう少し戻してください。簡素化のためというその次まで」と呼ぶ

○秋富政府委員 第二級品に関するものが……

〔発言する者あり〕
〔三浦委員〕委員長、もう少し戻してください。簡素化のためというその次まで」と呼ぶ

○井原委員 静かにしてください。

○秋富政府委員 雑貨につきましては英文で表示がいたしてあります。またその扱ひ品目と申ししますものがいろいろと雑多でございます。必ずしも日本になじまないといったような品物もありまして、現場の職員がこれを扱いますときにいろいろと混乱をし、現場におきまして事務の繁雑という

ことがありますので、こういった点を避けますため、事務の簡素化という点で実際の品物を調査いたしますと、一級品が大体七〇％、二級品が二〇％、三級品が二〇％、四級品が〇・一％、こういったものでございます。一級品でございますと貨率指数が一三五、二級品が一五三、三級品が一〇〇、四級品が九〇、これを加重平均いたしますと一二・五、こういうことになるわけでございます。これをさらに平均積載量を標配トン数との実際の調整をいたしまして、これをきわめて簡素化したい。わが早見表、こういうものでいたしまして、実際に収受いたします運賃料金は全く変わりがございませぬので、これは国鉄運賃法の第九条によりまして運賃料金の運用に関する規定、これに基づきまして合法であると考えております。

また、営業法、第三条の關係につきましても、これは運賃計算の簡素化をはかるための計算表でありまして、特に公告すべき運送上のこれには当てはまらない。したがって、営業法第三条の關係からいたしましても適法であると考えております。

○三浦委員 荷物が英語で出されているからとか、また種々雑多な貨物があるからとか、そのために現場における事務の簡素化をはかるためだといふのは、国鉄当局の必要性の問題なんですね。必要性があるからといって、それは合法性の論議にはならないのですよ。わかりますか。腹が減ったからどうぼろしいといふわけじゃないのです。必要性というものと合法性というものは区別しなければならぬ。そうすると、あなたのおっしゃる合法性の論議というものは、収受する運賃が同じだからということに帰着すると思うのです。そう承つていいですか。

○秋富政府委員 ただいま申し上げましたとおり、一級、二級、三級、四級、こういったものがございまして、その貨率を加重平均してきめたものでございまして、私は適法であると考えます。またいわゆる現場の便宜という点でございますが、便

宜という問題は便宜、合法性は合法性、かように考えております。

○三浦委員 ですから、いまあなたが特定貨率を導き出す計算の過程をおっしゃられたわけでしょう。そうすると、結局日本の運賃法に定められている貨率表を適用したのと同じ運賃額を収受する結果になるのだから、したがって、特定貨率を使つても運賃法には違反をいたしませんよ、こういう意味なんですか。どうなんですか。

○秋富政府委員 途中の計算過程、これを簡素化したものであります。

○三浦委員 ですから、ただ計算のしかたを変えただけであつて、基本的には運賃法の貨率表が適用されているのだ、それで、それは結果的に運賃収受額が同一だから違法ではないんだ、こういうお答えなんですか。どうなんですか。

○秋富政府委員 そのとおりであります。

○三浦委員 そうすると、こういう計算の方法を特定の荷主との——こういう計算というのはいまあなたがおっしゃつたような計算ですよ、こういう計算方法をとつて、特定荷主の間にだけ適用する貨率表というものをつくつて、そして契約を結ぶというところは運賃法に違反しないというお考えなのですか。

○秋富政府委員 こういう場合は正当な理由でございまして、違反はないと思っております。

○三浦委員 そうすると、たとえば、たくさん荷物をあなたの国鉄にお頼みになる大企業ですね。この大企業との間にこういう計算方法に基づいて特定貨率をつくつて、そして運送契約を結ぶというところは運賃法に違反しない、こういうふうにおっしゃられるわけですか。

○秋富政府委員 特定の荷主を擁護しまして、そうしてそれが国鉄の不利になる、こういうふうなものでもない限り、もしその必要性あるいは便益性といふこともございまして行なわれていい、私はかように考えております。

○三浦委員 たいへんな問題だと思つたのです。運賃法には一級、二級、

三級、四級というふうに分類をして、そしてト
ン当たりキロ数でもって、ひよっとキロ数を見れ
ばすぐ運賃が見えるようになってくるのですよ。

運賃が定まっておるのですよ。この運賃を計算す
る方法なんというのには複雑な手続というのはい
ないのです。いま米軍の場合には特別な扱いをす
るためにそういういろいろな運賃計算方をやり、
そして特定貨率を出しているわけですよ。こ
ういうことを必要があれば特定大企業との間に
やっていたのだ、そうしたらどういふことになる
のですか。運賃表というのには要らないのと同じよ
うになってしまふじゃないですか。どういふふう
にお考えになっていらっしゃるのですか。

○秋富政府委員 たびたび申しますとおり、この
運賃は運賃法に基づきます貨率、これを加重平均
したものでございまして、先ほど先生御指摘
のとおり、実際の収入金額には変わりございませ
ん。したがって、別に安くしているというもので
はございません。

○三浦委員 それはいまお聞きしてわかつてい
るのですよ。だから、運賃収受額が同じであれば、
そして正当な理由があれば、運賃法に定められて
いる貨率表以外の特定貨率をつくって特定企業と
の間に契約を結んでいいのではありませんかとお聞
きしていらっしゃるのですよ。米軍も特定荷主にし
かすぎないわけでしょう、皆さん方の立場からい
えば。

○秋富政府委員 これはいわゆる計算の簡素化で
ございまして、いわゆるただ単なる手続の問題で
ございまして、あくまでも簡素化という意味でござ
いまして、私は許されるものと考えておりま
す。

○三浦委員 これは計算の簡素化じゃなくて計算
の複雑化ですよ。運賃表を見ればすぐ答えが出て
いるものをわざわざみなさき言ったように掛け
たり足したりして計算をしているのだからこれは計算
の複雑化ですよ。しかし、私はもう一回確認しま
すが、この米軍に対してやっているのと同じよう
なやり方を特定企業の特定荷主、米軍以外の特定荷

主との間にやってもそれは法律違反ではない、こ
ういふふうに断言されるわけですね。

○秋富政府委員 私は正当な理由がある場合は決
して違法ではない、かように考えております。

○三浦委員 それでは大企業との間にこういう契
約を結んだことがあるのですか。

○秋富政府委員 こういった現場の職員に英文の
表示といったようなもの、あるいは扱ひ品目が
種々雑多であつて、実際に現場で一級、二級、三
級、四級という見分けることが非常に複雑で
あるというふうなものがあるにはたぶんないと思
いますので、ほかにはそういう特定の荷主とい
うようなものはないかと思つております。

○三浦委員 英語で出すというのにはアメリカの便
宜のためじゃないですか。日本の国鉄を使うの
に、なぜ英語で出させたりするのですか。アメリ
カ軍だけでいい。アメリカ軍以外のアメリカの
家族またはアメリカ以外の外国人、こういう人た
ちは、それぞれの母国語でもって荷物を出してい
るのですか。出してないのですよ。英語で出させ
るというのには、アメリカ軍の便利のために政府が
やっていることなんです。私はさきき必要と合
法性は違つて言いました。あなたは必要と合
法性の問題について言われた。しかしその必要
だつてないというのを、私はいま質問します。

いま言ったように、英語、これはアメリカ軍だけ
にあつたが許している特権的な扱いなんです
よ。だからほかの荷主と同じように、日本語で
もつて出させればいいだけの話です。それから品
目が種々雑多であるというのをおっしゃった。
一つの貨車に種々雑多な品物を入れる場合には、
日本の貨物営業規則でどうなつています。最上級
の等級の運賃を適用することになつていてしま
う。その点はどうなつていますか。

○秋富政府委員 いまお話をしたのは、おそらく小
口混載のことかと思つてます。

○三浦委員 違います。車扱のものですよ。

○井原委員 静かにしてください。

○原岡説明員 御指摘のように、違つた等級の場
合には、上の等級の貨率を適用して計算してあり
ます。

○三浦委員 そのとおりじゃないですか。そうし
たら種々雑多の品物があるから運賃が計算で
きないとか何とか、そんなことを言うのです
か。日本の貨物営業規則にはちゃんと、最上級の
等級を適用するといふのだから、アメリカ
軍の荷物にも日本の法律を適用するといふのだか
ら、そのとおりしたいだけの話でしょう。ど
うなんですか。運輸省どうなんですか。

「しつかり答弁しろよ」「うるさいぞ共産党
は」と呼び、その他発言する者多し」

○三浦委員 委員長、審議を促進しなければなら
ない江藤理事が、あつていふに質問の最中に何
回も何回もヤジを飛ばすことは制止してくださ
い。やめさせてください。

○井原委員 静かにしてください——静かにし
てください。江藤君、江藤君、静かにしてくださ
い。

○原岡説明員 米軍の運賃は、車扱貨物一トン
当たりの金額表、これを出してやっていると
ございまして。これは先ほど鉄監局長が御説明申
上げたとおりの過程を経てつづいたものでござ
いまして、その必要性は、事務の取り扱い上運賃計
算の早見表をつくつておる、こういうことでござ
います。

○三浦委員 だからあなたたちが種々雑多な品物
があるから、特定な早見表をつくらなければなら
ないんだ、こうおっしゃっているから、そんなに
なぜアメリカ軍のものだけにそういう特別な扱い
をするのか。日本の貨物営業規則にきめられたと
おりの運賃を取ればいいじゃないですかというこ
とを言っているのですよ。

○原岡説明員 事務取り扱い上の便宜でございま
す。

○三浦委員 だから必要性があるからといって、
それは合法性の論証にはならないとさつきから

言っているじゃないですか。そんなでたらめな答
弁じゃだめだ。

○原岡説明員 国鉄がこの金額表を設けている根
拠は、国鉄運賃法第九条に定められておる適用の
細目というものが国鉄で定められる、この根拠に
基づいて定めておるわけでございます。

○三浦委員 それは先ほど鉄監局長から聞いたの
で、あなたからわざわざ出てきて聞かなくてもわ
かつてのことですよ。その適用の細目というも
のに該当するかどうかというのを私はいま質
問しているんじゃないですか。もうちょっと頭を
柔軟にしてもらわないと困るですよ。

さつきお話がありましたサンプリング調査をす
る、そして一社平均の積載トン数、これをはつき
りさせる、そして運賃指数を出す、また等級の加
重平均を求める、こうやって運賃指数を米軍貨物
については二七・五だ、こういうふうなきめ
た、こういうふうな言われましたね。そして実重
量——これは鉄監局長言わなかったですね。この
一社当たりの実重量が幾らになつてくるのかとい
うことをあなた、言わなかった。あなた、計算を
省略したですよ。そこをちょっと答弁してくださ
い。

○原岡説明員 かつて補足説明さしていただき
たいと思つてます。

計算トン数でございますが、一般の場合の計算
は貨車に積載された貨物の実重量、これをもとに
した運賃計算トン数、こういうものが定められた
わけでございます。具体的に申しますと、十二ト
ンの積載重量がある場合に、十五トンのワム車
を使った場合、これは十三トンの運賃計算トン数に
なるわけでございます。先ほどの鉄監局長の御説
明に補足して説明するのはそれだけでございま
す。

それからもう一つ付け加えておきたいございま
す。先ほどの御質問のうちで、たとえば一級と三
級のものを同じ貨車に積んだ場合には一級の貨

率を適用するのだから、こういう仮定の御質問と
思つて私お答えいたしましたけれども、実際はそ
うではなくて、一級の手扱いは一級の手扱い、二
級の手扱いは二級の手扱い、三級の手扱いは三級
の手扱い、こういうものを内容とする内容を先ほ
ど鉄道局長が御説明申し上げた、こういうことと
ございませう。

○三浦委員 ちよつと答弁になつていないんだ
な。米軍貨物輸送で実重量が平均して何トンにな
るかということを知りたいのです。

○原岡説明員 十二トンでございます。

○三浦委員 そうすると、いまあなたの御答弁に
なつたように、運賃計算トンは十三トンになる
わけでしょう。——こういうやり方で特定貨率を
計算しているわけなんだけれども、この基礎にな
るサンプリング調査というのは、前の年にサンプ
リング調査をして、それに基づいて翌年の特定貨
率を導き出しているわけでしょう。それをお聞き
したい。

○原岡説明員 大体そのとおりでございます。

○三浦委員 大体とは……。

○原岡説明員 もう少し具体的に申し上げましょ
う。たとえば四十三年のときとしましては運賃額、
この時点のときは四十一年度の年間実績のサンプ
リング調査をいたしておる、それからまた三十六
年のときには三十四年度の年間のサンプリング調
査をしておる、そういう意味でございます。そう
いう意味で大体申し上げたわけですね。

○三浦委員 そうすると過去のサンプリング調査
に基づいて当該年度の特定貨率をつくる、こうい
うふうに理解していいわけですね。そうすると、
あなたたちは、それは理論上運賃表を適用したの
と同じ結果になるから運賃ではないのだ、こうい
うふうにおっしゃっているわけなんです、実際に
上過去の実績と現在の実績とが合うなどというこ
とは絶対ないのです。必ず狂いが生じてきます。
取り過ぎるかもしれないし、または逆に過少があ
るかもしれない。必ずばたつと一致するといふこ
とはないのです。そうすれば、それは米軍に對
して特別な扱いをしたということになるではない

ですか。その点をどういうふうに御理解になつて
いらつしやるのですか。

○原岡説明員 これは過去の実績に基づいたそ
ういう方法でなければはかによる方法がないと思
います。したがって、別に取り過ぎ、取りそ
こないといふことが取り足らずといふことか、そ
ういふことがあることはあり得ると思ひます。し
かし取り扱ひの便宜上そういう方法をとらざるを
得ない、こういうふうに思つております。

○三浦委員 とらざるを得ないといふのは必要性
でしょう。あなたたちがあくまでも米軍に對して
特殊な扱いをしなればならぬ、そういうことが
前提になつて議論をするから、必要なんである、
だから正當なんだ、こういうことを言っているの
ですよ。結果を見れば、米軍に對しては日本の運
賃法を適用したのと違つた結果が出ておるとい
うことははっきりしているのだから、これは明瞭に
運賃法違反じゃないですか。運輸大臣、どうで
すか。

○秋宮政府委員 ただいま国鉄から答弁いたしま
したように、毎年いたしまして……。〔三浦委員
「それはわかつておる。』と呼ぶ〕一番最近の資
料に基づきますもので、現在のいわゆる計算の簡
素化、こういう利便を考えますと、やむを得ない
かと考えます。

○三浦委員 そうすると、あなたたちは先ほど、
運賃法を適用したのと同じ運賃を收受するのだか
ら運賃法ではありません、こう言つておつたので
すよ。ところが今度は必要だからやむを得ませんと
いふふうに、理由は變つてきていますね。そん
ないいかげんな答弁でいいのですか、どうなん
ですか。運賃法を適用したのと同じにはならない、
そのことはいまお認めになつたばかりでしょう。
それでもやむを得ないからいい、そういう答弁
は、やむを得ないから法律違反をしてもいいとい
うことを運輸省は言つたということですよ。そう
承つてよろしいのですか。

○秋宮政府委員 いわゆる現在の運賃の貨率を使
うという意味におきまして、これをいわゆる成規

の計算よりも低くするとかあるいは高くするとか
いうことではなくて、その意味におきまして適法
であると私は言つておるわけでございます。た
だ、いわゆるその実情といふものは過去の調
査に基づきましたものによつての二七・五とかい
ふ数字になるわけでございます、その間に、現
在との間にある程度過不足が出るということ、
一番最近の資料でやつていく以上やむを得ない、
私はかように考えております。

○三浦委員 大体アメリカ軍に關して特別な扱い
をしていふことはお認めになつたようです
が、確かに特定な扱いをする場合といふのはあり
ますね、これは運賃法の第八條それから九條で
す。しかし特別な扱いをする場合には、そういう
特別な扱いが特定の荷主にだけ適用されるとい
うことは公平の原則に反するといふので、鉄道業
法の三條でもつて公告をしなればならぬとい
うことになつておるのです。ですから、皆さん
方がいろいろ規則をおつくりになる、いわゆる
約款ですね。また駅頭公告もする、こういうこと
で特別な扱いをするときには公告をしていふので
す。しかし米軍に對してだけは、特定の荷主との
間にそういう特別な取り扱いをしていながら公告
もしない、こういうことは——これは特定荷主
との間の契約だから公告といふことがそもそもで
きないですね。だけれども特定荷主との間にだけ
しか適用されないようなそういう特定貨率とい
うものをつくるということ、これは明瞭に運賃法
に違反しているじゃないですか。あなたたちはそ
れでも法律違反ではないのだといふふうに強弁さ
れるのですか。

○秋宮政府委員 先ほどからるる御説明申し上げ
ましたとおり、私たちは適法と考えております。

○三浦委員 るる御説明したといふけれども、そ
れが説明になつていないでしよ。私の質問に對
して、私の疑問に對して、私の疑問を解くような
答弁をしてないじゃないですか。〔質問が悪いん
だな』と呼ぶ者あり〕——何を言ひか、何が質問

が悪い、大体答弁が納得のいくようなものじゃ
ないでしよ。

○井原委員長 静かにして下さい。

○原岡説明員 補足して説明させていただきます。

米軍の手扱い荷物一トン当たり金額表、これは
先ほど来申しますとおり、運賃計算の早見表で
あつて、運賃法で定める貨率と実質的に差異がな
いといふことは、先ほど来申し上げておるとお
りでございます。その本来の貨率表は、運賃法ある
いは貨物営業規則といふものによつて公示されて
おるから、これと別個に立に公示しなければなら
ない運送条件に当たらない、こういうことで、こ
れを公示する必要はない、こういうふうに考へて
いるわけでございます。

○三浦委員 前提が違つていないですか。運賃
の早見表だ、こうおつしやつておる。特定貨率で
しよ。まあ早見表でもどつちでもいい。それが
運賃表と全く同じだからいいとあなたはいまおつ
しやつたけれども、さつきはそれをどつちを適用
するかによつて結果が違つてくるというこ
はつきりおつしやつておるわけでしょう。運賃法
に規定されている運賃表、これを適用する場合
と、米軍の特定貨率を適用する場合と、收受する
運賃額が違つてくるというこは、さつき皆さん
がお認めになつたことじゃないですか。それで
しよ。過去の実績に基づいてつくるのだから、
過去と現在が全く一致するといふことはないの
だ。取り過ぎる場合もあれば取り足りない場合も
あるんだといふことを、さつきあなたが認めたば
かりでしよ。結果が一緒じゃないのですよ。そ
れを結果が一緒だなどといふことを前提にしてお
話になるから、議論が堂々めづりになつてしま
うのですよ。どうなんですか。

○原岡説明員 事務をする場合に、必ずサンプリ
ング調査によつて実績を見て、それによつて運賃
法の貨率表を適用した早見表をつくつてやつてお
る、こう申したわけでございます。それで實際
が、できておる金額表を適用した場合に、それが

現実のものと取り過ぎたりあるいは取り足りなかったりすることはあるのじゃないか。これはやむを得ない先ほど申し上げましたが、実際問題としてこの方法によらざるを得ないと私は思うのであります。しかして、やむを得ないと申し上げましたけれども、国鉄運賃法第八条に、その違ひがあるということについては認められておると私は思うわけでありませう。

○三浦委員 しかし、運賃法に定められた貨率と違つたような取り扱いをするという場合には、だれでもその条件が適用されるように公告をしななければいけないのでしよう。それは公平の原則じゃないですか。全くもう理由にならないね、言っていることが。またあなた方が何回も同じことを言うから、私も同じことを言うけれども、やむを得ないとか何とかというのには必要性の問題であつて、合法性の立証にはならないというのですよ。腹がへつたからどろぼうした、その腹がへつたからやむを得ないのだと言っていることと変わらないうの、あなたたちの言い方は。どうなんですか。

○原岡説明員 何回も同じことを申し上げるわけでもありませんけれども、この金額表は運賃計算の早見表であつて、運賃表で定める貨率と実質的に差異はないわけでもありません。その貨率表が運賃法及び貨物営業規則によつて公示されているから、これと別個独立に公示すべき運送条件には当たらない。なお特定荷主に対する運送条件、これは公示を要しない、これは先生のおっしゃつたとおりでございます。それによつて不利益をこうむる者はいないわけでもありません。公示といふものは不特定多数の者に対して、その利益を保護する見地からされている、こういう次第でございますので、この場合公示の必要はない、こういうふう

に考えるわけでもありません。
○三浦委員 あなたの詭弁を幾ら聞いてもしょうがないから、ちよつと角度を変えて質問してみよう。
この特定貨率を計算するやり方の中で、変動す

る要素がありますね。それはたとえば等級の加重平均を求めるために一級が何%か、二級が何%か、三級が何%か、これは変化し得る要素でしよう。それからまた実重量が幾らなのか、平均実重量。これはいま十二トン、いわゆる十一・五トンだから十二トン、これが結局変動し得る要素だと思ひます。ところが、一車当たりの平均実重量の平均を求めてやるというやり方、これは米軍に有利な計算の方法なんですよ。たとえば百二十トンの場合を計算すると、十二トンが十回で百二十トンでしよう。いいですか、原岡常務聞いていますか。一車当たりの平均実重量が十二トンだとしますね。十二トンというのは平均だから、たとえば十車の平均だとしますよ。そうすると十車で百二十トン、一車当たり十二トンということになるんです。いいですね。ところがこれを十四トン、十四トン、十四トン、十四トン、十四トン、十四トン、十四トン、十四トン、十四トン、十四トンというふうに、十四トンの貨車が七つ、それから磯崎さんの好きな五トンが一つ、七トンが一つ、十トンが一つというふうに計算をしますよ。こゝやつて計算すると、総量で百二十トンです。

この運賃計算、トン数を計算すると十四は十五になるわけでも、十四は十五になり、五トンは九トンになり、七トンは九トンになり、十トンは十一トンになるわけだから、これを全部足すと百三十四トンになるんです。そうすると加重平均を求めた場合のはが百三十三と百三十四トンだから、四トン少ない。結局運賃計算トン数で四トン少ないという結果になるんです。こゝいう計算の方法といふのは、米軍に有利な計算方法だということが言えるんですね、この点どうですか。

○原岡説明員 どうも私、十分理解してない面があるかもしれないんですけども、実重量が十二トンの場合には、運賃計算トン数として十三トンの運賃をいただくというのが一般の場合なんではないですか。それでこの米軍の場合には、使つた貨車の標記トン数十五トンをいただくわけなんです。その關係を適用されますと――変えるための従来

の説明なんです。そしてその計算の過程におきま

して、全部を足して計算トン数にかけるという先ほどの御説明が私よくわからないんですけども、一車一車の足し算をもとにした実重量であり運賃計算トン数である、こゝいうことなんです。
○三浦委員 あなたがどうもとやうな感じがする。この問題について、あなたどうもとやうな感じがする。実重量は十一・五トンなんですよ。十一・五トンといふのは十二トンで計算するんですよ。そうすると運賃計算トン数は十三トンになるでしよう。それで米軍の貨物の場合でも運賃指数といふのは一二七・五だとつたでしよう。だから一二七・五かける十五分の十三、こゝいうものによつて指数が出てくるんですよ。そしてそれに三級の運賃をかけていけば米軍の特定貨率表の金額は出てくるんですよ。それを十二トンが運賃計算トン数で十三トンになるのは一般の場合でございまして、十二トンが十五トンになるのでもございまして、こゝいうやうな言い方をされたのは、ちよつとあなたに質問する気にはなれなうございます。どうですか。

○原岡説明員 御質問よくわかりました。説明も不足だったかもしれないけれども、一車当たりの実重量によつて計算の過程をあれししているのはなくて、一車当たりの平均の運賃計算トン数、これで計算しているわけ、御指摘のようなことにはならぬわけでありませう。
○三浦委員 ちよつとこれでは私、専門家かどうか疑いたくなるのですよ。まあいいでしよう。も

うあなたたちが詭弁を弄しているといふことはよくわかつたから。いいですか。大体米軍に対しては特別な扱いをしているんだ、それも運送手続上また運賃においても、このことだけははっきりい

たしましたから、あとは評価の問題ですから、私は次の質問に移りたいと思ひます。
「もう時間じゃないか」と呼び、その他発言する者多し
○井原委員長 静かにしてください。
○三浦委員 今度は通動対策投資の問題についてお尋ねしますが、六月一日の本委員会が私が東京

駅の新幹線十六番ホームの改良工事について質問をいたしました。内田常務は当初、通勤客のサービスのために東京駅を直すといふことで主目的がそゝういふことなので通動投資にしたい、こゝ述べています。磯崎さんは、通勤需要がなければ新幹線のホームをいじる必要はない、地下に大コンコースをつくるために新幹線ホームをいじらなければならぬ、原因者別に分類するから通動対策投資でやつてもよいのだ、こゝいうふうに言つておられるわけでありませう。内田常務が今度はその発言を取り消された。私は、さつきあなたが何を消したのかといふことを言わないからこゝでもう一回申し上げますが、あなたは、東京駅の十六番線、いわゆる新幹線の改良ホームは通動対策投資ではやつておりません、こゝいうふうに取り消されたわけでありませう。これを磯崎さんはちゃんと目の前で聞いておつたのです。自分の言われたことを内田常務が取り消して、それでも知らぬ顔をしておつたのでありませう。私は、これは非常に

不見識だと思ひます。自分がいま言つたこと、総裁が言つたことを内田常務がすぐ取り消す。それで何の釈明もなさらない。そしてわれわれが調査をし、内田常務の発言が誤りであるといふこと、このことがわかつてくるとそれを取り消す。そして総裁自身は知らぬ顔です。内田常務にだけ取り消させている、こゝいうやり方は、私は責任を他に転嫁するものだと思ひます。私は内田常務が取り消されたので、内田常務の答へが、じゃどういふふうになつたのかといふことをお聞きしたいのですが、あなたはこゝの前の委員会でもって、東京駅の新幹線十六番線ホームの改良工事、なぜ通動対策費でやつたのか、理由としてこゝ言つていま

す。「これは新幹線に伴ひまして現在線の通動設備その他を全部新しくやり直すわけでもありません。こゝいう意味では東京駅全体のお客さんから見ますと、これは圧倒的に通勤客が多いのでこの際通勤客のサービスのために東京駅を直すといふことで、主目的がそゝういふことなので通勤といふことで整備をしておるわけでもありません。」こゝう

言っておられますが、これは間違いないのですか。

○内田説明員 間違いないですね。

○三浦委員 新幹線の十六番線ホームの改良が、通勤客が多いので通勤客のサービスのために東京駅を直すという目的で行なわれたと言われるのですか。その点ちょっと御説明ください。

○内田説明員 あの工事は五、六、七番ホーム、現在線の列車ホームの下が雨漏りその他非常に荒廃しておったわけでございます。当時、御承知のように新幹線をつくりましたときに、非常に新幹線ホーム下はきれいになった。そこでサービス上といいますが、振りがい上現在のコンコース下を相当雨漏りその他ございましての手を入れなければいけないという工事が一つございました。それともう一つは新幹線改良、十六番線を増設する、現在線ホームを直しまして増設する。現在の高架橋の上にもちよつとホームをつくるという二つの工事をやったわけでございまして、主目的が下のコンコースを直すということでございますので、そういうことで工事を整備したわけでございます。

○三浦委員 全くけしからぬ説弁じゃないですか。私たちがちゃんと調査しておるのですよ、内田常務。東京駅着発線増設工事、十六番線改良、これは昭和四十年から始められたでしょう。通勤客のためのコンコースを直す、雨漏りを直すために何で新幹線ホームの延長やらまたホームのかさ上げやら新幹線の道床のかさ上げやらをやらなければいけないのですか。そんな説弁が国会で通用すると思つてゐるのですか。いいですか、昭和四十年にはまだ軌道撤去をしてゐますね。それからまた支障物の移転というのをやつてゐるのではありません。四十一年には高架橋並びにホームの延伸をやつてゐますね。それから軌道の新設をしてゐます。そしてこれらの中にはたとえは架線であるとか信号であるとかみんな入つてゐるのですよ。ホームの屋根まで入つてゐますね。放送施設まで入つてゐますね。このときは、十六番線ホームの

改良といふけれども、これはもともと新幹線のホームじゃなくて機回りに使つていた線でしょう。それを新幹線が非常に車両がふえたので、そのために十六番線を新幹線ホームとしてつくり直さなければならぬのだ、こういうことでホームのかさ上げをやり、そして道床のかさ上げをやり、ホームの延伸までやつておるんじゃないですか。このことがどうして通勤対策なんですか。雨漏りを直すためにそんなことをする必要があるので、あなたたちの資料、これは「国鉄通信」これだつて、こう書いてあります。「このような利用客の増加に対応して、工事が進められてきた東京駅十六番線ホームは、去る三月十日から使用を開始し、限界に達していた新幹線ターミナルの列車発着に、大きな威力を発揮することとなつた。こういふふうについてゐるじゃないですか。雨漏りを直すために、コンコースを整備するために新幹線の駅を改良したなんというのは全くとんでもない話です。あなたは、それでもこれが通勤対策なんだというふうにおつしやるのですか。お伺いします。

○内田説明員 前にも御説明いたしましたとおり、幾つかの工事がある場合に、主たる目的で整備をするということで、通勤輸送で整備をしたわけでございます。

○三浦委員 けしからぬ。大体この工事は十三億円かかつてゐるのです。そのうち新幹線に五億五千万円以上の金が使われてゐるのですよ、新幹線のホームをつくるのに。何が主目的が通勤対策ですか。そんな答弁が国会で通用するのですか、あなた。私はちゃんと十六番線ホームに行つて見てきてゐますよ。こんな答弁、納得できないですよ。何言つてゐるのですか、あなた。どうするのですか、これ。東京駅のホームが何で通勤対策費なんですか。そういうことは、風が吹けばおけ屋がもつかるたぐいの説弁ですよ。一体これ何ですか。こんなことで質問が続けられますか。委員長、東京駅の改良、これはホームのかさ上げですよ。そして道床のかさ上げですよ。そう

じゃないと新幹線のホームをそろわないのだから。そして放送設備もつくつてゐる、架線もつくつてゐる。要するに新幹線が発着をするに必要設備は一切つくつてゐるのですよ。それを通勤対策費でございまして。なぜ新幹線投資の費目でやらないのですか。そんな説明はだれが聞いたつてわからない。国民だれに聞かしたつてわかりませんよ。こんな答弁は、こんなの、説弁もいいところだ。どうするのですか。一体。

○内田説明員 十三億のうち五億五千万、それ以外の工事は下のコンコースの改築、便所等通勤客のサービスに工事費を使つたわけでございますから、主目的はそういう通勤輸送のサービスということになるわけでございます。

○三浦委員 便所や雨漏りを直すためについでに新幹線のホームをつくりましたと、そんなことがこの世の中で通用すると思つてゐるのですか、あなた。ばかにするものはいかげんにしなさいよ。私は二回も東京駅に行つて見てきてゐる。(発言する者あり、笑声) 何がおかしいか。

委員長、こういう答弁をされておこらない質問者が何だと思うのですか。それに対して江藤理事は「発言する者多し」

○井原委員長 静かにしてください。常務理事に注意いたしますが、おつしやることも私、委員長、わからないことではないのだが、もう少し国民にわかりやすいような答弁をしていただかぬと、せつかり三浦先生があいまい質問をしてゐるのに、ちよつとしろろとはわかりにくい。

○内田説明員 先ほども申し上げましたように、当時の現状をいたしまして、新しい新幹線のコンコースの下が、電灯もつきまして非常にきれいなつたわけでございます。それに引きかえまして、いわゆる旧来の高架下というのには非常にみすぼらしいというので、これを全部徹底的に改築いたしました。新しい新幹線の下コンコースと同じように直したわけでございます。この金が非常

に大きな金になつておるわけでございます。そのほかホームも延ばしましたけれども、これは新幹線のために延ばしたわけではなくて、身体障害者その他のためにエレベーターをつくるということで、エレベーターの場所までホームを延伸するというところでホーム延伸をやつたわけでございます。これらのいろいろの事柄を一体といたしまして工事をやりまして、通勤輸送で整備をしたわけでございます。

○三浦委員 全くめちゃくちゃな答弁ですよ、あなた。新幹線のホームを延長するのが、新幹線のためではなくて、身体障害者のエレベーターのためだ、何をあなたはほざいてゐるんですか。一体そんな言い方でないでしよう。新幹線のホームを改良するのだから、それがかりに、あなたのおつしやつてゐることは事実と違ふけれども、かりに身体障害者のためだとしても、それは新幹線の投資でやるべきじゃないですか。新幹線に乗つてきた人間でしよう。それが通勤対策でやらなければならぬという理由になるのですか。そういうめちゃくちゃな答弁じゃいけませんよ。それにいまおつしやつたことは、コンコースの下をきれいにするからついでに新幹線のホームをつくりました、コンコースを直すためにどうしても新幹線のホームをつくらなければならぬのだというのならまだ幾らかわかります。しかし下を直すというところ、新幹線のホームをつくるということとは全く別の原因じゃないですか。あなたたちが書いたたとえは交通年鑑を見たつて、こういうふうには言つてゐるのですよ。十六番線ホームを改良した理由は、コンコースの下を直すのだから、雨漏りを直すのだからついでにやつたのだということは一つも書いてない。「東海道新幹線の輸送需要の急増にもなり列車回数増に対応する新幹線着発線増設工事に今年度より着手した。」とはつきり書かれてゐるじゃないですか。国会でもつて何という答弁をするのですか、あなたは。だめですよ、そんなことじゃ。責任とれ。

〔発言する者あり〕

○井原委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○井原委員長 速記を始めてください。

○磯崎説明員 ただいまの三浦先生の御質問、東京駅の改良工事につきましては御質問の点でございますが、通勤輸送の対策とそれから一部新幹線の工事をやったことは事実でございます。したがって、先生、昨日ごらんくださったとおりでございますが、いますつかりきれいになっておりますが、あれは、あのコンコースは一万平米でございます。御承知のとおりあれは八重州口の南北の通路でございます。決して新幹線のお客さんが使うのではありません。あのコンコースは通勤客の北と南の通路に非常に大きく使われております。それから、いまは便所、非常にりっぱと申しますが、うちの中心ではりっぱな便所でございますが、その前は非常に貧弱な数の少ない便所でございます。これは通勤客だけとは私は申しません。しかし、いずれにいたしましても一万平米のコンコースの昨日ごらんくださいましたときはきつたようになっておったと思ひますが、それは惨たんたるものだったことは御承知のとおりであります。あれを直す前は非常にひどかったでございます。したがって、その発端は通勤輸送であることは確かでございます。しかも先生御承知の、ごらんの五、六番ホーム、これはあの上でございます五番、六番ホームと申しますのは列車と申しますよりは、いまは中距離電車の到着、出発ホームその他でございますが、この五、六番ホームの真下に当たります。したがって、この一万平米のものを根本的に解決しない限り、五、六番ホームの下がびしょぬれになるということでございます。私もよくあの改修前を知っております。非常にあそこが水びたしたたけでございます。そういう意味であそこを通勤対策でやったことは決して間違ひじゃないと思ひますが、私も詳しく聞いてみますと新幹線のホームを延伸したりしておるようでございます。その点については必ずしも整理のしかたが適当でなかったと思ひます。したがって、

して、今後そういうことのないように、なるべく通勤対策費として計上したものは通勤対策に使用したい。しかし先般も申しましたように、やはりそれと関連して一般のものをいじることとございませう。またワンユニットとしてやるほうが工事が非常に経済だというふうなときにはワンユニットとしてやります。したがって、極力通勤対策費として計上したものをほかに使うことのないように、しかしワンユニットとしてやるほうが、ワンプロジェクトとしてやるほうが効果的なもので、また経費が安いもので、これは当然ワンプロジェクトとしてやるわけでございますが、ただそれを今度財産整理をする場合には、これはそれと関係なしに財産整理をするわけでございます。その点はどうか誤解のないようにお願いいたしたいと思ひます。たとえ通勤対策費でやりまして新幹線のホームをつくりまして、その新幹線のホームは通勤のコストに入りますので、その点はどうか誤解のないようにお願いいたしたいと思ひます。

○三浦委員 そうすると、これは通勤対策のために新幹線のホームをやったのではない、本来は新幹線対策投資としてやるべきであつた、それをついてしまった、そういうことは今後はしないようにする、こういう御発言ですか。

○磯崎説明員 その点はそうでございますが、一つ逆なことを申し上げます。逆に新幹線の費用で通勤輸送をやる場合もございませう。(三浦委員 「そんなことを聞いていませんよ」と呼ぶ) いや、ちよつと申し上げます。ということは、私どものプロジェクト、プロジェクトで計画を立てるわけでございます。したがって、いま申しましたように通勤対策費で新幹線をいじつたり、この間申しましたように貨物をいじつたりすることもあるれば、新幹線の費用でもって通勤輸送をやる場合も、一番いい例を申し上げましょうか。たとえば東海道新幹線をつくりましたときにこの付近の新横浜に駅をつくりました(三浦委員 「あなた、聞

いてないことに答えている」と呼ぶ) いや、その新横浜の駅あるいは新大阪の駅、これは現在線、在来線の駅でございます。新幹線の駅ではなくて在来線の駅、これは全部新幹線の費用でつくっております。そういうふうな、プロジェクト、プロジェクトでやったほうが、ユニットとしてやったほうがコストが安い、設計も一緒にできるといふ場合にはこれは部内の問題でございますから一緒にやりますが、財産の整理はきつたといひます。その意味で、先生のいま御指摘のあった通勤輸送で新幹線をやつた、おかし、これは確かにおかしいとおっしゃるのはもつともだと思ひますが、逆に新幹線の中で通勤輸送をやる場合もある。これは部内の仕事のやり方、技術的なやり方、設計のしかた、金の安さ、そういう意味でやるのでございませうから、その点は片一方、一方通行だけではないということを御理解願いたいと思ひます。

○三浦委員 そうすると、この東京駅の新幹線の十六番線ホームの改良については適切ではなかつた、ちよつとしゃつてゐるわけですね。ところが、あなたはこの前何と言つてゐるのですか。ちよつと申してゐるのです。コンコースをつくらなければならぬ。そのために東京駅の地下を全部掘つてしまふ。どうも出してしまふ。そのためには新幹線のホームをいじらなければならぬ。原因者別にこれを分類しております。いま言つたこととずいぶん違ふじゃないですか。あなた六月一日に国鉄総裁として答弁したこと、これとこんなに違ふことをいまよくのうのうと言へますね。どういふ頭の構造なんですか。御説明願ひたいと思ひます。

○磯崎説明員 その点は、この間申しましたように、今後東京駅のホームの下を全部掘ります。そういう場合には通勤輸送の新しいコンコースあるいは立体交差をしてお客さんを流すというふうな問題、これをやらなければならぬ時期が必ず参ります。そういう意味で、今後とも通勤輸送といふことで、あの東京駅の下を全部はじくり返す必

要があります。それを通勤輸送で大部分やるというにまだきめておるわけじゃないと思ひますが、そういうことをやる必要があります。あるいはそれに一部新幹線の金をつけることもあるといふことを申したのでございませう。

○三浦委員 それは全事実と違ふじゃないですか。あなたは、東京駅の十六番線ホームの改良について私が質問したのに対してそういうふうな答えてゐるのです。原因者別に分類してゐるんだ、コンコースをつくるためには新幹線をいじらなければならぬんだ、だから通勤対策費でやつてもよろしいんです。ちよつと答弁をしてゐるのです。なぜコンコースをつくるために新幹線のホームの延伸やらかさ上げなり、ちよつとことをやらなければいけないのですか。それをやらなければ下の工事ができないとも言うのですか。

○磯崎説明員 私も一日の速記録を読みました。いま先生は十六番線とおっしゃいましたけれども、あのときは抽象的に東京駅の新幹線工事を通勤対策費でやるのはけしからぬじゃないか、ちよつと申してゐるのです。いまは十六番線だけの問題に限定されて御質問でございますが、あのときは東京駅の新幹線のことを通勤輸送でやるのはおかしい、ちよつと抽象的なお話だつたといふふうには私は記憶いたしております。あるいは先生の御質問を私が聞き違へたのかもしれませんが、私が拝見いたしました速記録によりますと先生の御質問が十六番といふことに限定しての御質問ではなかつた。それでなければさか私が十六番のホームのことにつきまして東京駅のホームの下を全部掘りくり返すといふようなことを申すわけはございません。その点、私のことばが足りなくて速記録にちよつとちよつと残つておると思ひます。私は先生の御質問、非常に雄大な東京駅の将来の問題をおっしゃつたといふふうな思ひました。あるいはその点言い足らなかつたら補わせていただきます。

○三浦委員 あなた、私は新幹線のホームの改良がどうして通勤対策費から出されてゐるのです

かと過去形で聞いているのですよ。これからやるものをどうしてやるのですかと聞いているのじゃない。どうして通勤対策費から出されているのですかと聞いています。そうして新幹線ホームの改良というのはこの十六番ホームしかないじゃないですか。あなた、しろくどだと思つて何か口から出まかせ言つて私をごまかそうとしていませんか。新幹線というのは十九番、十八番、十七番まで最初あったでしょう。そしてあと改良工事という名目でこういう大きな工事をしたのはこのときが初めてじゃないですか。十六番線ホームの改良だけじゃないですか。だからこその内田常務もあなたも一生懸命原因者負担でございまして。下のコンコースをやらなければいけないのです。雨漏りを直さなければいけないのです。そのために新幹線ホームをかき上げるのです。道床のかき上げをするのです。こういうことをあわせておっしゃっていると思うのですよ。だから私の質問が特定していないなどという事は専門家であるあなたがおっしゃるようなことではないと思ひます。あなたはこの前は、十六番線ホームの改良の問題について新幹線ホームをなぜいじらなければならないのか、それは下をいじらなければならぬから、内田常務と同じようなことを言っているのですよ。雨漏りを直すために新幹線ホームをつくる、そんなことが世の中に通用すると思ひますか。

○磯崎説明員 これは私のほうの部内のことばで恐縮ですが、私も改良ということばは非常に大きいことばでございまして。いわゆる改良費と申しますのはこの予算で申しますれば六千数億。改良ということばはちょっと世間の皆さま方のお使いになるのと違ひまして、私のほうの設備投資というのは全部改良費という名前を使つております。したがつて、先生の御質問の新幹線ホームを改良するのがなぜ通勤費から出るのか、こういうお話でございまして。したがつて新幹線ホームを改良すると申しますのは、十二両のホームを十六両にするのも私どものほうでは改良と申します。

そういう意味でまさか先生が十六番のことだけをおっしゃつておられるとは思ひません。したがつて東京駅のあの将来の計画について新幹線ホームをいじるときに何で通勤のほうでやるか、こういうふうな御質問かと思つたのでございまして。

内田のほうは、最初はたしか十六番線に限つたような答弁だつたと思ひますが、先生が一つの線だけのお話でなしに、やはり将来の東京駅のお話、だからこその私は地下を掘りくり返すという極端なことを申しました。先生きのうごらんくださったようにすでに地下を掘つておられます。北側の自由通路のそばに全部目隠しをつくつていま地下を掘り始めております。私どもはそれがいい頭にあるもので、新幹線の改良と申しますとホームそのものを新しくつくることを改良ということばで言つておられます。したがつて先生のおっしゃつたことは、東京駅の新幹線の改良、私の手元の速記録には新幹線ホームの改良とおっしゃつていられる。改良というのは、私のほうは十二両を十六両にするのが改良で、ちよつといじめるのは改良でありません。そういう意味で私は非常に大きな問題として承つたのであります。

○三浦委員 だからこそ当然ここで論議されていることは、十六番線ホームの改良工事の問題だ。これは改良というよりもむしろ新幹線ホームの新設でしょう。しかし私はあなたたちの資料によつて新幹線ホームの改良工事というふうに書かれてあるからそのとおりことばを使つただけです。だから内田常務も十六番線ホームの改良ということばを頭に置いている。それを受けてあなただつて答へられているわけであつて、そういうのは私はごまかしの答弁だと思ひます。

○井原委員長 ちよつと三浦君に申し上げます。理事会で協議をいたした時間があるうすにだいたい経過をいたしておるわけでございます。したがつて、結論をお急ぎください。

○三浦委員 その点については、私またあとから意見を申します。

それでは、こういうことはあなたたちの常識になつてゐるのです。いまだに新幹線投資と通勤対策投資というのはどんなに流用してもいいものだといふふうに思つていらつしやるのですか、どうなんですか。

なつてゐるのです。いまだに新幹線投資と通勤対策投資というのはどんなに流用してもいいものだといふふうに思つていらつしやるのですか、どうなんですか。

○磯崎説明員 先般から何べんも申し上げておりますけれども、流用ということばは私はちよつといただけないのであります。普通流用と申しますのは予算の流用ということでございます。流用ということばは予算の流用ということに使われまして、新幹線の工事をほかの名目でプロジェクトとして一体に設計するほうがいい、あるいは用地が買ひやすいというのはいくつのプロジェクトに入れます。したがつて何べんも申し上げますが、通勤輸送から新幹線に流れるものもあれば新幹線から通勤輸送に流れるものもある。これがプロジェクト別の仕事のやり方でございます。通勤対策というのは通勤設備だけつくるという意味でございせん。通勤対策ということばは対策です。設備じゃないのです。しかし設備としてあつては整理いたします。(三浦委員) そんなことは聞いてない(と呼ぶ) ちよつとお待ちください。対策でございまして。対策の場合に一緒にやつたほうが安い、一緒にやつたほうが設計がしやすいといふものは一緒にするのが当然でございまして。ですからあと始末はちゃんと分けております。

○三浦委員 大臣に伺いますけれども、大臣はこの前私の質問に対してこう答えておられると思うのです。一応通勤対策となつておられるのを新幹線に使つたり何かすることについてそれはけしからぬといふようなおとがめがつつたので、そういうことは国鉄の中でそういうた流用といふものはやつてゐるのです。何かちよつとわけがわからないのですが、その内容について通勤対策費を減らしてほかのほうに使うとか何とかいふことにつきましては問題だと思ひます。こういうふうにおつしやつておる。そうすると、通勤対策費を減らしてほかのほうに使うとか何とかいふことについ

ては問題だといふふうにいまでもお思ひですか。

○新谷国務大臣 先般の御質問のときに私は実態を把握することができなかったものでありまして、実態を新幹線の工事であるとかあるいは通勤関係の工事であるとかいろいろのお話がありました。あなたの御質問の実態を把握することができなかったもので、いまお述べになつたことを言つたんじゃないかと思ひます。

いまあらためて御答弁を申し上げますが、国鉄の内部においてのこれは費目の整理の問題じゃないかと思ひますので、先ほど国鉄総裁が申しましたようなことで、それで整理されるのは国鉄自身としましてやむを得ない場合もあるだろう、しかし国鉄総裁が申しましたように、一応そういうワケをきめておるんだから今後はなるべくそういうワケに沿つて実際の工事を進めたいという国鉄総裁のことばはそれとおりの御理解をいただいたほうがよいんじゃないかと私は思ひます。

○三浦委員 これはたいへんです。大臣、大都市通勤対策は今年度の十カ年計画でも七千億円でいうことになつてゐるんです。七千億円のうちに新幹線ホームをつくつたり貨物線をつくつたり、そういうことも入つてゐるというところはかまわぬのだとおっしゃる。これは予算の流用じゃないんだ、国鉄内部の問題だからかまわぬんだとおっしゃる。そうしたら大臣、どういふことになるんですか。いま通勤難を緩和してくれというのは大都市に住んでゐる国民のほんとうに切実な希望じゃないですか。そのために皆さんたちがこの十カ年計画の中で七千億円の通勤対策費を使ひますよ、だから運賃の値上げをしてくださいよ、こういつてゐるわけでしょう。それにもかかわらずこの七千億円のうちに新幹線ホームをつくつたり貨物線をつくつたり、こういうものが入つてゐるんだといふことは、それはかまわぬのだといふことがどうして言えるのですか。あの上尾事件があつたけれども、上尾の駅の事件だつて、あの橋上駅の問題はどうだつたですか。あれは地方自治体がつくつたんでしょ。いまもって国鉄が通勤対策

をちゃんとやらぬから通勤時にはあの橋上駅の橋の上にもずつと鈴なりに人がたまっているじゃないですか。通勤を何とかしてくれというのは国鉄に望む国民の声ですよ。それなのに、七千億円も大都市通勤対策費が入っているなどというものをいいながら、こうやって国民をだましていくことをしないですか。それは確かに予算じゃないかもしくはない。しかし国会でもってあなたたちがはつきり七千億円の大都市通勤対策費を使いますと言っているのです。それなのに何ですか、新幹線のホームをつくったり、何で大都市通勤対策でこれをするのか……（発言する者多し）

もつとひどいものがあるのです。大井はどうですか。これは大井のターミナルに新幹線の車両の車庫をつくる。これを田町の近くまで六キロ新幹線の出入庫線をつくっているでしょう。この新幹線の出入庫線が通勤対策費でもって建設されているじゃないですか。このことがどうして通勤対策に関係があるのですか。

（発言する者多し）
○井原委員長 静かにしてください。
○三浦委員 おかしいですね、皆さん。国民は驚きますよ。もちろん私は駅のホームを改良するとか、また雨漏りを直すとか、そういうことを言っているんじゃないですよ。ちゃんと新幹線投資とまた幹線輸送力投資と分けて、国民の要望にこたえて大都市通勤対策費とちゃんと投資を分ける、区分して、そしてそれを国会でもって説明しているわけでしょう。だから値上げしてくださいと、こういつているのに、その大都市通勤対策費七千億円のうちから新幹線の出入庫線の建設費が出されている、貨物の専用線がつくられている。こんなことでどうして通勤対策が実行できるのですか。——あなた、何がおかしいですか。——何がおかしいですか。総裁、何がおかしいか、答弁してください。

（発言する者多し）
○磯崎説明員 のどが痛いのでときどき口があきます。どうも申しわけございません。

「委員長、注意しないさい、いつまでやるんだ」と呼び、その他発言する者多し」

○井原委員長 三浦君に重ねて申し上げます。時間が大幅に過ぎておりますから、もう早く結論を急いでください。

（発言する者、離席する者多し）
○井原委員長 理事会できめたようにやってください。

（発言する者多し）
「三浦委員「通勤対策は国民の重要な関心事じゃないですか、何を言うか」と呼ぶ」
○井原委員長 時間が大幅に過ぎておりますから打ち切ってください。お願いします。

○三浦委員 いま質問したんです。大井ターミナルと田町の間の新幹線の出入庫線をどういうわけで通勤対策費として出しているのかということ、聞いています。よ（発言する者多し）何だ、自分に都合なことを聞かれたら自民党は審議を打ち切る気か」

（発言する者多し）

○磯崎説明員 先ほど先生は、御答弁しようと思いましたが私が笑ったというのでおこりになりまして、そののちから先に答弁しろとおっしゃいましたので、それを答弁いたしました。その次に、いまから答弁を申し上げます。（笑った理由はいい）と呼び、その他発言する者多し）いや、先生がぜひ答弁しろとおっしゃったのです。

ですから、大井の問題こそ先ほど私が申し上げましたように一緒にやったほうが構造物設計上便利なんです。まず汐留から大井へいく貨物の引き込み線、これは六月一日にのる申し上げた品鶴線の関係でございます。これがなければ品鶴線が横須賀線に使えないのです。きのうも申しました、品鶴線が東海道の通勤がよくなっている、これは湘南電車と横須賀線が同じ線路を走っているからだ、これを避けるために品鶴線という貨物線を横須賀線に使うのですが、それを使うためには品鶴線を貨物に使えない。したがって新鶴見から大井

埠頭へ貨物線を持つていく、そこまではおわかりくださったと思うのですが、その貨物線と新幹線の引き込み線とは同じ高架橋の上を通るのです。同じ高架橋の上には軌道二本と広軌二本の線路が通るのです。それを一緒にプロジェクトでやるのは当然です。一緒に設計し、一緒に用地を買ひ、それを一緒に工事をするのはあたりまえです。それをばらばらにしたらばらばらに金がかかります。

したがって一つの通勤輸送として整理いたします。しかしできた財産はもろろん新幹線の財産に整理します。しかし、それは、それじゃおまえは七千億と言ったおかしなじゃないか、その辺で七千億と七千億はこれはもろろん十年間の目標です。先ほど申しましたとおり新幹線から通勤に逆流する場合もあれば通勤から新幹線に逆流する場合もあるのです。設計の面からいって、技術の面からいって、やはりどうして安く、どうして安全なものをつくるかというのはいわゆる生命です。単に整理するための仕事じゃございませんと。したがって、できたあとの財産整理はきちっといたします。しかし、つくくる前のプロジェクトはあくまでも技術的に、あくまでも経済的にできるプロジェクト、そして全体として御説明した七千億なら七千億に極力影響を来さないような、片一方から片一方へ流す、そして片一方から片一方へ流すということをするのは当然だというふうに私は考えます。

○井原委員長 三浦君に申し上げます。もう時間が大幅に過ぎております。

○三浦委員 まだ問題が説明されていないじゃないですか。
○井原委員長 約束の時間が過ぎておりますから御注意申し上げます。

（発言する者多し）

○三浦委員 いいですか、汐留から大井貨物ターミナルにいく線は、品鶴線を旅客に回すから汐留駅にいく貨物をどうしても通さなければならぬからこうつくるのだ、こう言った。また鶴見から塩浜までの貨物専用線をつくるのも代替線なん

だから、こう言われました。しかし実際いま汐留駅でもって取り扱っている貨物の量というのはどのくらいですか、三百万トンなんですよ。そしていわゆる海岸ルートができることによつて大井ターミナルの貨物の取り扱い量というのは千二百万トンになる。また京葉方面から大井に入ってくる貨物の量は千五百万トンです。それに汐留駅の三百万トンを入れたら合計二千五百万トン。二千五百万トンのうちわずかに三百万トンを通すために全部通勤対策費でやるということはどういうことですか。これは当然幹線輸送力の投資でもってやらなきゃならないはずですよ。ですから、あなたたちの言っていることはどんな詭弁かというところははっきりしている。それだけじゃなくて、この工事、いやこの工事というのは新幹線の出入庫線の問題ですよ。確かに工事は隣接しているから一緒にやってもいいでしょう。それは、工事は一緒にやってもいいでしょう。しかし、どっちにどれだけ金がかかるかということとはちゃんと区分できるでしょう。あなたも言ったように、できたのは、財産の区分はちゃんと新幹線のほうに入れますとおっしゃっているわけだから、でき上がったものの区分ができるのだから、工事のときにだつてどっちに幾らかかり、どっちが幾らかかるかということはちゃんと計算上できるはずなんです。ですから、それを一本にして通勤対策費でもって出すなんというところは、私は通勤対策をないがしろにしようという、そういうあなたたちの思想があるからです。七千億円も使う、これは十兆五千億円のうちで大都市通勤対策費に七千億円というのは、私はこれでも小さ過ぎるほど小さいと思つておられるけれども、その中から新幹線のほうのホームをつくったり、貨物の専用線をつくったり、出入庫線までつくっている。そしてこれを通勤対策だ、通勤対策だとおっしゃる。全く私は詭弁だと思ふのであります。そうすると、これは原因者的に分類したのですか。新幹線の出入庫線というのは、原因者別に分類したということになるのですか、どういふことなんですか。——磯崎さん、何

ですか、答弁しないよ。原因者別に区分したもののかどうか、答弁してください。

「もう答弁なんて要らない」と呼び、その他発言する者多し」

○井原委員長 静かにしてください。

○内田説明員 いままでも御答弁いたしておりますように、主たるプロジェクト別に整理をしているということです。

○井原委員長 ちょっと三浦君、これは結論を出してもらわなければならぬ。いつまでやるのですか。

〔発言する者多し〕

○井原委員長 静かにしてください。——静肅にしてください。

○三浦委員 委員長もよく御理解いただきたいと思うのですが、私はいま新幹線の改良工事の問題、それと大井の新幹線の出入庫線の問題、これが大都市通勤対策で行なわれているというところを追及したわけですね。国民が通勤対策を何とかしてくれ、こう望んでいるのに対して、国鉄当局はおかしいのではないか、その期待にこたえていないのではないかと、そういう立場から追及したわけなんですけれども、いいですか、この前磯崎総裁は、新幹線の十六番線ホームの改良は原因者別の分類なんだ、こう言ったんですよ。ところがきょうはどうです。大井の出入庫線、新幹線の出入庫線も東京駅の改良工事も、これはワンプロジェクトとしてやるのだから、こういうふうに答弁を変えてこられておるのですね。この責任をどうするのですか、一体。こんなに、つい六月一日に言ったことと六月八日に言ったことと全く違ったことを国鉄の総裁ともあろう者が、国鉄の責任者がそういうことを言うというのは、私は不見識だと思ふのです。この点について運輸大臣の御意見を伺いたいと思います。

○新谷国務大臣 私の考え方を申し上げておきます。

新幹線の建設も大切でございます。通勤輸送の

対策も非常に重大なことでございます。この十年間には、ただいま提案をいたしております十年の長期計画に従いまして、必ずこの通勤対策、新幹線の建設、双方に対しまして、御説明を申し上げておるような結果を生み出しますように最大限の努力をいたします。

○三浦委員 問いに対して答えてないじゃないですか。（発言する者あり）委員長、ちょっと。問題に対して答えてないです。それはちょっとひどいと思うのですよ。磯崎総裁が、六月一日に答弁したときより答弁したことが違ふのだ、その点についてどういうふうにお考えになりますかとお伺いしているわけでありまして。（もういい、もういい、委員長、おしまい）と呼ぶ者あり）大臣、どうですか。答弁をさしてください。

〔発言する者多し〕

○井原委員長 静かにしてください。静肅にしてください。——静肅にしてください。

運輸大臣。

○新谷国務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。

○三浦委員 私は、時間がないということで御指摘を受けておりますから、残念ながらこれでやめたいと思ひますけれども、しかし私の質問時間が制限されるようになったのは、最初に六月一日に私は協定の提出を求めましたよ。これ、すぐ出していただければ、あの協定の提出をめぐってやりとりをする必要はなかったのですよ。

「それ以上にやってみるわ」と呼び、その他発言する者多し」

○井原委員長 静かにしてください。

○三浦委員 そうでしょう。私に原因があるのじゃなくって、国鉄当局にその責任があるということだけははっきり申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○井原委員長 速記とめて。

〔速記中止〕

○井原委員長 速記を始めて。

この際、このまま暫時休憩いたします。

午後八時四十九分休憩

午後八時五十五分開議

○井原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回は、来たる十二日午前九時三十分から理事会、午前十時から委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時五十六分散会

昭和四十八年六月十九日印刷

昭和四十八年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局